

伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画概要

平成26年9月

伊勢市

伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画策定の経緯

1 新型インフルエンザについて

・新型インフルエンザは、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

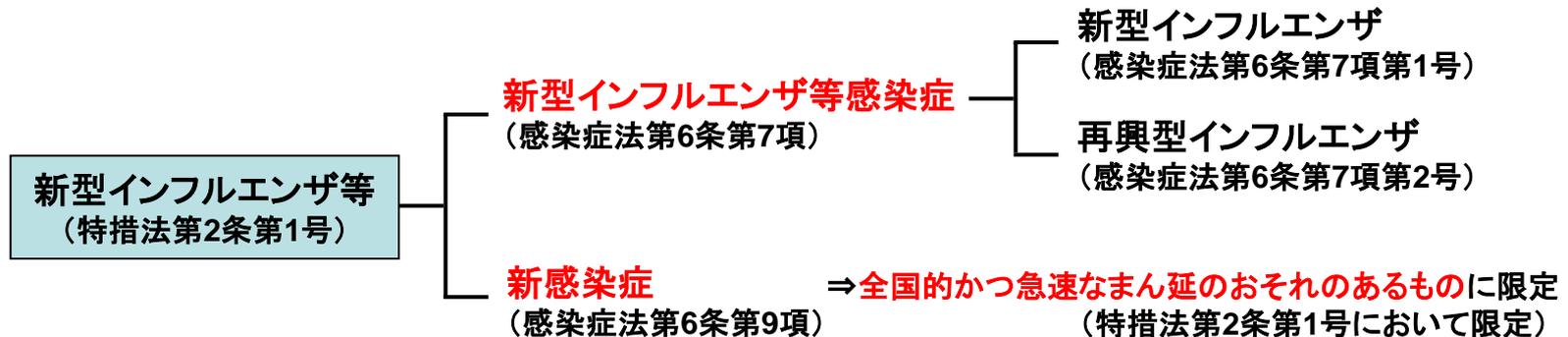
2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

・新型インフルエンザや同様の危険性のある新感染症が発生した場合に、国家の危機管理として対応する必要があるため、平成25年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）が施行された。

3 伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

・特措法第8条第1項の規定により、三重県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定する。

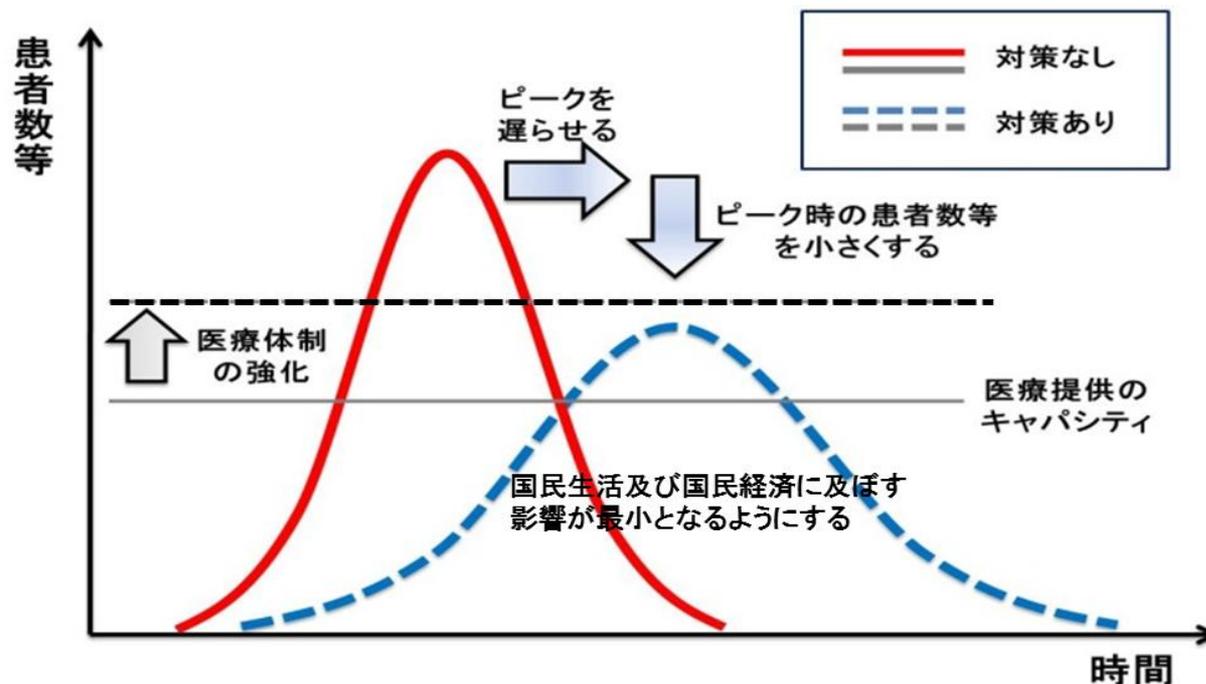
対象となる感染症(新型インフルエンザ等感染症及び新感染症)



※感染症法:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

- 新型インフルエンザは、他の感染症と異なり、国民の大部分が免疫を獲得していないこと等から、全国かつ急速にまん延し、かつ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済の安定を著しく阻害する可能性が高いとされている。
- 未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に、社会的影響が大きなものが発生した場合は、新型インフルエンザと同様、国家の危機管理として対応する必要があることから、特措法の対象とされている。

新型インフルエンザ等対策の基本的な戦略、実施上の留意点



基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。
- 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小限となるようにする。

実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等発生時の被害想定

鳥インフルエンザ(H5N1)等に由来する病原性の高い新型インフルエンザが発生した場合、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定した。

- ・ 全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、全国で約1,300万人～約2,500万人と推計される。
- ・ 入院患者数及び死亡者数については、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータ:致命率0.53%を中等度、スペインインフルエンザのデータ:致命率2.0%を重度と想定して、国、県において試算された数字をもとに、人口按分により伊勢市内での状況を下記のとおり推計した。

	伊勢市	三重県	全国
医療機関を受診する患者数	約 1万4千人 ～ 2万7千人	約 19万1千人 ～ 36万8千人	約 1,300万人 ～ 2,500万人
入院患者数	約 560人 ～ 2,100人	約 7,800人 ～ 2万9千人	約 53万人 ～ 200万人
死亡者数	約 180人 ～ 680人	約 2,500人 ～ 9,400人	約 17万人 ～ 64万人

※上記の推定は、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の医療体制、衛生状況等を一切考慮していない。

市行動計画における発生段階

政府行動計画において国の発生段階が示されているが、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、都道府県が判断することとしている。

本市においては、市行動計画で定められた対策を県が定める5つの発生段階に応じて実施することとする。

国の発生段階	状態		県の発生段階
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態		未発生期
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態		
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	県内で新型インフルエンザ等が発生していない状態	県内未発生期
		県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える	県内発生早期
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	県内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	県内感染期
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		小康期

※段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らない。
緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化する。

市行動計画の主要6項目

基本的な戦略を実現するための対策として、発生段階ごとに以下の6項目の対策を行う。

1 実施体制

- 新型インフルエンザ発生前：伊勢市新型インフルエンザ等対策連絡会議
- 新型インフルエンザ発生後：政府対策本部長が緊急事態宣言を発出 → 市は、市長を本部長とする対策本部を設置

2 サーベイランス・情報収集

- 県が実施するサーベイランスに協力する
- 国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集する

3 情報提供・共有

- 新型インフルエンザ等の予防・まん延防止に関する情報、発生状況、対策等について情報提供する
- 広報、CATV、ホームページ等、多様な媒体を用いて理解しやすい内容で、迅速に情報提供する

4 予防・まん延防止

- マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、感染対策を促す
- 予防接種(特定接種・住民接種)を実施する

5 医療

- 県の対策へ協力する
- 医療提供体制の情報を収集する

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

- 市民生活及び経済への影響を最小限にできるよう、国や県、関係機関等と連携し対策を実施する
- 要援護者への支援、水の安定供給、適切な火葬の実施、生活関連物資の価格安定等の対策を実施する

市行動計画の各発生段階における対策

発生段階	未発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 発生に備えての体制整備 発生に備えた情報収集と提供 	<ul style="list-style-type: none"> 市内発生を出来る限り遅らせる 市内発生に備えての体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 流行のピークを遅らせるための感染対策を実施 感染拡大に備えての体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大防止から被害軽減に変更 必要な事業活動を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた第一波への対策の評価 医療体制及び社会・経済活動の回復
①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 市行動計画の策定 初動対応体制の確立 対応マニュアルの策定 	<ul style="list-style-type: none"> 体制の強化 市連絡会議の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部設置の準備 <p>◆緊急事態宣言発出時 特措法に基づき市対策本部設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市行動計画に基づき対策を協議、実施 	<ul style="list-style-type: none"> 同 市対策本部の廃止 (緊急事態宣言解除時)
②サーベイランス・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 国、県からの情報収集 県のサーベイランスへの協力 				
③情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> 継続的な情報提供 情報提供の体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な手段による情報提供 相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の体制を充実・強化 	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供の見直し 相談窓口の縮小
④予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 個人における対策の普及 (マスクの着用、咳エチケット等) 特定接種、住民接種の体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> マスクの着用、咳エチケット等の勧奨 特定接種の実施 住民接種の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 住民接種の実施 		<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた住民接種の継続
⑤医療	<ul style="list-style-type: none"> 県の対策への協力 医療提供体制の情報収集 			<ul style="list-style-type: none"> 在宅療養患者への支援 ★県と協力し臨時的医療施設の設置 	
⑥市民経済の安定	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者への生活支援の体制整備 火葬能力の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等への連絡 一時的な遺体安置施設の確保準備 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者として適切な行動の呼びかけ、事業者に買占め、売惜しみが生じないように要請 要援護者への生活支援の実施 ★水の安定供給 ★生活関連物資の価格安定 	<ul style="list-style-type: none"> ★火葬炉の稼働、遺体安置施設確保 	<ul style="list-style-type: none"> ★状況に応じ対策の縮小、中止

★印は、緊急事態宣言発出時、必要に応じて実施する措置